錦江町農業委員会7月定例総会会議録

- 開催日時 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から
- 開催場所 本庁2階会議室
- 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内薗 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内薗 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

- 欠席 鳥越委員
- ○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第13号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について
 - 議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
 - 議案第16号 非農地証明願について
 - 議案第17号 農用地利用状況調査による非農地判断について

○事務局	皆さんお疲れさまです。時間になりましたので、ただいまより、令和5年7
	月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同、
	礼。次に、農業委員会憲章の朗読に入ります。11番、本釜委員、よろしくお
	願いします。
○本釜委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございました。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。梅雨も明けそうで明けないで、毎日、猛暑日が続いてお
	りますが、体には十分気をつけて、熱中症などにならないように頑張ってもら
	いたいと思います。それでは、ただいまより、令和5年7月錦江町農業委員会
	の議事を開会いたします。本日は、鳥越委員の欠席の報告がきておりますが、
	それと、水流委員が少し遅れるということでありますが、錦江町農業委員会会
	議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。それ
	では錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署
	名委員に、7番、寺田委員と、8番、貫見委員を指名しますので、よろしくお
	願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告を
	お願いいたします。
○事務局	はい。それでは7月の会務報告を申し上げます。7月10日は臨時議会が開
	催されまして出席しております。11日は、なんぐう農政企画推進会議が、南
	大隅町でございまして会長が出席しております。18日は、非農地証明に係る
	現地調査を行いまして、事務局と寺田委員、内薗推進委員に立会いをお願いし
	ております。19日、本日は、7月の定例総会でございます。20日は農業委員
	会臨時総会を開催する予定としております。21日は、第2回地域計画及び農
	地中間管理事業に係る検討会が、鹿屋市でございます。事務局から坂口次長と
	永田書記が出席する予定でございます。26日は、令和5年度地域計画推進研
	修会が、オンラインで開催される予定で事務局が出席する予定にしておりま
	す。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。付議事項に入ります。議案
	第13号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願い
	いたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号8番です。譲渡人の方が〇
	○さん、愛知県の方です。経営規模はお目通しください。場所が2筆ありまし
	て、神川字城 854番3と神川字外戸口 1085番1です。地目につきましては台
	帳現況、いずれも畑となっております。地積につきましては合計で 3,368 m²で
	す。譲受人の方が、○○さん、神川城の方になります。経営規模については、
	お目通しください。以上になります。

○会長	次に、内薗委員の報告をお願いいたします。
○内薗委員	はい。報告します。この案件ですが、譲渡人の○○さんが、農地を処分する
	ため、親戚の○○さんに相談し、合意した案件です。譲受人の○○さんは、大
	工のかたわら米を作るなど、農地もきれいに管理され、何ら問題はないと思い
	ます。売買価格は、全部で○○円です。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○会長	全部で〇〇円。
○内薗委員	はい。
○会長	質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第13号については、原案
	のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第13号については、原案のとお
	り許可することに決定しました。次に議案第14号、旧農業経営基盤強化促進
	法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請に
	ついてを、議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、5ページをお開きください。受付番号3番です。譲渡人の方が、
	○○さん、大久保の方です。経営規模はお目通しください。場所が6筆ありま
	して、馬場字竜ノ石に1筆、馬場字高尾に1筆、馬場字木道ヶ迫に4筆ありま
	す。地番はお目通しください。地目につきましては、台帳現況とも、いずれも
	畑となっております。地積につきましては、合計で 15,965 ㎡となっておりま
	す。譲受人の方が、○○さん、厚ケ瀬の方です。経営規模については、お目通
	しください。受付番号4番です。譲渡人の方が、○○さん、宿利原の方です。
	経営規模はお目通しください。場所が4筆ありまして、馬場字木道ヶ迫に4筆
	となっております。地番は、お目通しください。地目は台帳現況とも、全て畑
	となっております。地積が合計で 9,446 m²です。譲受人の方が、○○さん、厚
	ケ瀬の方です。経営規模につきましては、お目通しください。以上になります。
○会長	次に安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告いたします。この案件は、この前、売りたいとあっせん申出があ
	った農地です。譲受人の○○さんは、農地もしっかり管理されており、何ら問
	題ないと考えます。全部で○○円ということになっております。以上です。
○会長	次に宿利原進委員の報告をお願いいたします。
○宿利原進	受付番号4番の○○さんの畑を、安水委員から説明がありましたが、同じ場
委員	所で譲受人も同じ人です。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いしま
- A	す。
〇会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	値段は。

○宿利原進	値段は○○円です。
委員	
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第14号については原案の
	とおり許可することに、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第14号については原案のとおり
	許可することに決定しました。続いて議案第15号旧農業経営基盤強化促進法
	第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請につ
	いてを議題としますが、2回に分けて審議したいと思いますが異議ありません
	か。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 42 番から 47 番についての説明をお
	願いいたします。
○事務局	はい、では7ページからになります。受付番号42番の貸し人が、○○さん、
	鹿児島市の方です。場所が神川字木道平 7501 番 2 、地目が畑、地積が 3,618
	m ² です。期間が令和5年7月20日から令和10年12月14日までです。小作料
	が○○円です。借り人の方が、○○さん、宿利原の方です。受付番号 43 から
	45番の貸し人が、○○さん、鹿屋市の方です。場所が3筆ありまして、いず
	れも田代川原字上ノ平原です。地番は、お目通しください。地目は、いずれも 田となっております。地積が、合計で 2,807 ㎡です。期間が令和 5 年 7 月 20
	日から令和9年12月14日までです。小作料が、米全部で○○俵です。借り人
	の方が、○○さん、猪鹿倉の方です。受付番号46番の貸し人が、○○さん、
	垂水市の方です。場所が、田代麓字原田 3002番2、地目が田、地積が 583 m ²
	です。期間が令和5年7月20日から令和9年12月14日までです。小作料が
	○○円です。借り人の方が、○○さん、下の方です。受付番号47番の貸し人
	が○○さん、大阪府の方です。場所が田代麓字原田 3002 番1、地目が田、地
	積が 1,160 ㎡です。期間が令和 5 年 7 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までで
	す。小作料は○○円です。借り人の方が、○○さん、下の方です。別紙でA4
	の横の用紙で、借り人の方の詳細な情報がありますので、そちらをご覧くださ
	い。以上になります。
○会長	事務局の説明がありましたが、ここで受付番号42番について、私のほうで
	報告いたします。借り人の○○さんは、錦江町の定める条件を全てクリアして
	おりますが、主に、サツマイモを作っております。何ら問題はないかと思いま
	す。次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい。報告します。この農地は以前から○○さんが耕作されていたわけです
	が、今回、町の単独の小規模整備事業を利用しまして、1枚の農地に変えたと

ころでございます。〇〇さんは、両親と一緒に畜産経営、一生懸命頑張ってお
りますし、農地もきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思います。
よろしくお願いします。
次に鍋委員の報告をお願いいたします。
はい、46、47番について報告します。場所につきましては、田代にJAの
スタンドがありますが、そのスタンドのすぐ裏側の一角にあります。同じ畜産
農家の○○さんが耕作されておりましたが、飛び地に当たるようなことから、
もう撤退をするということで○○さんに相談をされまして、成立したもので
す。○○さんは、両親と共々、奥さんともですが、一生懸命頑張っていらっし
ゃるので何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
小規模整備の補助金はどれくらいでしたっけ。
畔を取った時に長さとかで2万円ぐらいじゃなかったけ。
いいですか。 2 通りありまして、畦畔除去の場合は、一筆が 2 万円と 10 a
当たり3万円だったと思いますが、正確には覚えていません。それからもう一
つの段差があるようなところを一筆に整地する場合は、事業費の90%で100
万円が限度になっていたと思います。
借りてる人の年数は別にないんですよね。5年とか10年とか。返す時に何
年借りてないと返納とか。
5年間以上です。
返す時はどうなっているの。
よろしいですかね。まず、この場合は地主が1人だからいいと思うんですけ
れども、2人3人の地主の方があってそこを開くとなったら、地籍調査がすん
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それ
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それ
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それ ともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということ
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけな
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。 他にありませんか。
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。 他にありませんか。
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。他にありませんか。なし。 質疑なしと認め採決します。受付番号42番から47番については、原案のと
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。 他にありませんか。 なし。 質疑なしと認め採決します。受付番号42番から47番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。 他にありませんか。 なし。 質疑なしと認め採決します。受付番号42番から47番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。他にありませんか。なし。 質疑なしと認め採決します。受付番号 42 番から 47 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 なし。 異議なしと認めます。したがいまして受付番号 42 番から 47 番については、
でいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままでいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするとなります。他にありませんか。なし。 質疑なしと認め採決します。受付番号 42番から 47番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 なし。 異議なしと認めます。したがいまして受付番号 42番から 47番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 48番から 58番につ

て県の地域振興公社となっておりますので、説明は省略させていただきます。 受付番号48、49番の貸し人の方が、〇〇さん、日置市の方です。場所が2筆 ありまして、田代麓字折小野で地番については、お目通しください。地目は2 筆とも田です。地積が合計で3,094㎡です。期間につきましては、令和5年8 月1日から令和10年7月31日までです。小作料は〇〇円です。受付番号50 番の貸し人の方が、○○さん、橋ノ口の方です。場所が田代麓字池増923番、 地目が田、地積が1,007 m2です。期間が令和5年8月1日から令和10年7月 31 日までです。小作料が○○円となっております。受付番号 51 番の貸し人が ○○さん、東中郡の方です。場所が田代麓字池増917番、地目が田、地積が 885 ㎡です。期間が令和5年8月1日から令和10年7月31日までです。小作 料は〇〇円です。受付番号 52 番の貸し人の方が、〇〇さん、神奈川県の方で す。場所が田代麓字原田 3003 番、地目が田、地積が 757 ㎡です。期間が令和 5年8月1日から令和10年7月31日までです。小作料は○○円です。ページ めくりまして、受付番号53番から55番の貸し人の方が、○○さん、鹿屋市の 方です。場所は3筆ありましていずれも、田代麓字前田で地番はお目通しくだ さい。地目は、いずれも田です。地積は合計で、2,147㎡です。期間が令和5 年8月1日から令和10年7月31日までです。小作料は、合計で○○円です。 受付番号 56 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓 字飯牟田 2218 番、地目が田、地積が 484 ㎡です。期間が令和5年8月1日か ら令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は○○円です。受付番号 57 番の貸し 人の方が、○○さん、表木の方です。場所は田代麓字土屋 2268 番1、地目が 田、地積が1,334㎡です。期間が令和5年8月1日から令和10年7月31日ま でです。小作料は○○円です。受付番号 58 番の貸し人の方が、○○さん、宮 脇の方です。場所が城元字集り 1360 番1、地目が田、地積が 1,569 m です。 期間が令和5年8月1日から令和10年7月31日までです。小作料は○○円で す。この案件につきましての配分計画案につきましては、別紙でA3の横の用 紙がありますけれども、今回の分の案件につきましては、1番から10番まで と 17番が今回の分になります。あとの 11 から 16 と 18 から 24 につきまして は、もう既に機構に貸出しされている分の、借り人の方の変更になります。以 上になります。

	1. 3.7 3.7 0
○会長	事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号48番から58番については、原案のと
	おり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号48番から58番については、
	原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第16号非農地証明願
	についてを議題としますので、説明をお願いいたします。

	の方が、○○さんです。16ページと17ページがですね、位置図になりまして、
	1番のほうがですね、大久保の集落の手前側で厚ヶ瀬林業の事務所のですね、
	裏手になります。2番3番のところはですね、岩元の集落の奥というか、もう
	行き止まりのところになっておりまして、もう完全に荒れてる状況になってま
	した。農地の写真につきましてはですね18ページにありまして、上から1番
	2番3番という順番ですね。いずれもですね、草やれ雑木が繁茂しているよう
	な状況で、農地への復旧は難しいかと。なおかつB判定されていましたので、
	非農地と判断したところです。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第17号については原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第17号については原案のとおり
	決定しました。以上で、令和5年7月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の
	協議を終了します。
○事務局	それでは、以上で令和5年7月錦江町農業委員会定例総会を終了いたしま
	す。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうざいました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

7番

8番

議事録調整者